

新経済連盟 2024年度税制改正提言

~Japan Transformationの実現~

2023年10月16日



コンテンツ

- 1. 税制全般に対する基本的な考え方
- 2. 税制改正提言
 - 1) 国内投資の促進
 - 2) 人への投資
 - 3) スタートアップ支援・生産性向上

1. 税制全般に対する基本的な考え方

- 2. 税制改正提言
 - 1) 国内投資の促進
 - 2) 人への投資
 - 3) スタートアップ支援・生産性向上

税制全般に対する基本的な考え方

税率を引き下げて成長を促し、税収を増やして再び国内投資へ

く成長を促す3つの柱>

1 国内投資の 促進 ✓ 国内外から日本への投資を促すほか、暗号資産やフィランソロピーなど、新たな金の流れの構築を税制面から支援する

2 人への 投資 ✓ 労働市場の流動性を高めるほか、国内外の高度な人材を確保する。また、次世代の日本の産業を牽引する リーダーを育てる

3 スタートアップ 支援・生産性向上

✓ スタートアップ・フレンドリーかつ研究開発を促す税制に見直し、イノベーションを促進する。また、DXを進めて経済全体の生産性の底上げを図る

(参考)新経済連盟の政策に関する基本的な考え方

新経済連盟10周年政策提言 Japan Transformation 「日本を根本的に変えていく」

日本を「人・知・金」が世界から集まる国に

新しい時代に向かって、この国を変えていかないと未来はないアントレプレナーの力で日本を変える



- 1 民でできることは民に
- ▶ 政府の役割は、この原則から逆算
- ▶ 「民」が中心のフィランソロピーエコシステムを醸成
- 2 世界的に高い税金の引下げ
- 高い税金の国は必ず衰退
- ▶ JXに必要なあらゆる改革の大前提
- 3 「新結合」の推進・活用
- ▶ デジタルにより流動化するあらゆるつながりを「新結合」
- ▶ 「新結合」により新たな価値を創出し、生産性を向上

- ・税率を抜本的に引き下げ、資金調達やビジネスのガラパゴス 規制は撤廃
- ② 「移民基本法」を制定し、世界から人を集めることができる 雇用システムを確立
- ③ 地方政府間の改革競争を促進するとともに、フィランソロ ピーエコシステムを醸成
- ◆ 個別分野の知識を蓄積する教育スタイルは脱却し、広い裾野で"LEEDF"教育を強化
- ⑤ Web3時代を見据えたデジタル化徹底のための規制・税制改革

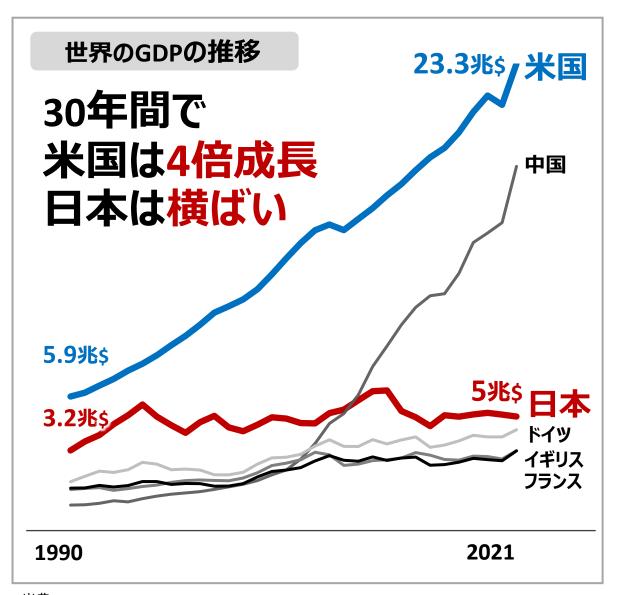
日本は、個人・法人ともに所得に対する税率が高い シンガポール インド 英国 ロシア 30%※2 連邦 37% 個人所得 55%^{*1} 22% **15**% 州 0.0 への課税 (最高税率) -13.3% 25.2% 建邦 21.0% 19.0% 20.0% 法人所得 29.74% 17.0% 州 0.0 への課税 -11.5%

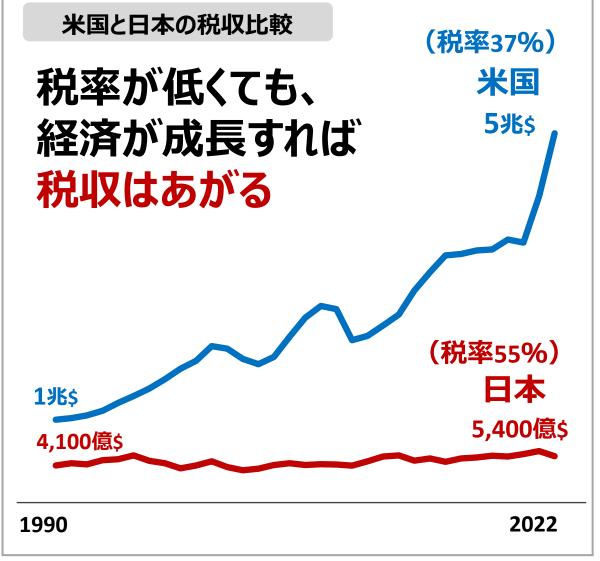
- ※1 地方税を含む ※2 高額所得者は最大で税額の37%の追加課徴金
- ※3 スコットランドは最大46% ※4 大企業は25.0% 出典: OECDデータ、財務省資料等

税率引下げは歳入減に直結せず | 世界のGDPの海豚 | 30年間で | 米国は4倍成長 | 中田 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 | 185 |

米国ではCA→TXに人・企業が流出 法人税:個人所得税 0% 人口増加率 TX州 +16.5% (2021年) % 18 移住元1位はCAM 全米 +6.6% CA州 +5.5% 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 事業拡大プロジェクト数 (2021年) 1,123 10年連続全米1位 OH州 IL州 CA州 出典:民間資料等

(参考) 各国のGDPと日米の税収の比較





出典: GLOBAL NOTE

出典:米国議会予算局、財務省HP ●税率は米国が連邦最高所得税率37%+州税0%、日本が国税の最高所得税率45%+地方税10%のケースを表記

- 1. 税制全般に対する基本的な考え方
- 2. 税制改正提言
 - 1) 国内投資の促進
 - 2) 人への投資
 - 3) スタートアップ支援・生産性向上

目次

国内投資の 促進

人~	への
投	咨

スタートアップ 支援・生産性向上

法人税・所得税・相続税の抜本的な見直し	p.10
税制のインフレ対応	p.11
AIの開発強化・利活用促進に向けた税制の創設	p.12
GX加速化税制の整備	p.13
暗号資産税制	p.14
社会的投資減税の創設、寄附税制の見直し	p.15
新しい働き方などに対応した税制見直し	p.17
海外から人、知、金を呼び込む税制見直し	p.18~19
LEEDF教育の推進等に向けた税制	p.20
企業からの教育投資を促す税制の拡充	p.21
越境経済に対する課税対応	p.22
DX促進税制の拡充	p.24
研究開発税制の見直しとイノベーションの実装	p.25~27
ストックオプション税制の拡充	p.28
スタートアップ投資を促す制度改善	p.29
組織再編税制の拡充	p.30
中小・小規模企業の経営力強化のための納税環境整備	p.31~32
デジタルインボイスの普及	p.33

1) 国内投資の促進

- **イノベーティブな人材を輩出**していく観点からの**税制全体の見直し**が必要
- 頑張った人が報われる社会を実現し、チャレンジへのディスインセンティブとならないよう、 法人税・所得税・相続税を引き下げる
- **国際競争力の確保の観点や、優秀な外国人材を日本に呼び込む**ため、外国の税率水準との比較の観点も考慮に入れるべき
- 法人税の実効税率(現在29.74%)を**20%程度まで引き下げ<法人税**>
- 現在55%の所得税の最高税率(地方税率を含む)を40%程度まで引き下げ<所得税>
- 令和5年度税制改正大綱で示された「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」の措置は、合計所得金額が約30億円超の高所得者のみ追加で所得税を課すこととしたもの。対象は限定されているものの、頑張った結果に対し懲罰的に増税をするネガティブなイメージは避けられず負のアナウンスメント効果をもたらす。国内外から投資や人を呼び込む支障となることから、撤廃すべき <所得税>
- 累進税率のフラット化 <所得税>
- 相続税の引き下げ <相続税>

- **40年ぶりのインフレ**となる一方、各種税制の控除額といった閾値は硬直的となっているため、**政策効果が薄れる可能性**がある
- インフレ下において成長と分配の好循環を持続させるためには、あらゆる企業の賃上げが欠かせないため、**賃上げ促進税制強化による後押しが不可欠**

- 中小法人が支出した交際費は定額控除限度額(800万円)まで全額を損金算入することが可能となっている。また1人当たりの飲食費(社内飲食費を除く)については5,000円以下であれば全額損金参入可能となっている。しかし、インフレ下においてはすぐ消化してしまうとの声が強い。交際費は事業活動を行ううえで不可欠な経費であり、インフレによる政策効果の抑制を防ぐため、適用期限の恒久化をするとともに、全額損金算入可能な定額控除限度額や1人当たり飲食費(社内飲食費を除く)の大幅な引き上げをすべき<法人税>
- 現状の賃上げ促進税制は税額控除のインセンティブによって賃上げを促すものだが、赤字法人には税額控除のメリットは限られる。このため、赤字法人については翌年以降の**繰越控除を認めるべき** <法人税>

AIの開発強化・利活用促進に向けた税制の創設

- 生成AI技術をはじめとして、各国ではAIの開発・利活用が急速に進展している。現在の群雄 割拠を好機と捉えて、 AI分野で日本が強みを発揮するための集中支援を早急に実施すべき
- AI開発に必要な計算資源の確保や良質なデータの整備、また、AI利活用促進に向けた情報 **連携基盤構築・人材育成等**を進めるため、税制面からも支援していくことが必要

- 開発強化に向けた優遇制度 <法人税>
 - ➤ 戦略分野ラボ税制を創設し、AI関連の研究所等を設立した場合、試験研究費の税額控 除率を引き上げ(最大14%⇒50%等)
 - ▶ 高品質な日本語の大規模言語モデルの構築を後押しすべく、データ整備・開発を目的と してデータ保有者や開発企業等が連携する取組みにおいて、国がその計画を認定してい る場合等に、費用の税額控除等の優遇措置を検討
 - **▶ 修士号・博士号のAI人材に対する一定期間における給与の全額を税額控除**
- 利活用促進に向けた優遇制度 <法人税>
 - > AI利活用促進税制を創設し、生産性向上等に向けたAI導入費用の一部又は全額を税額 控除

● GXを加速化していくことが必要。政府の複数年度にわたるGX関連予算により民間投資の促進が期待できる一方、補助金による支援では企業のマーケティング努力を逸失させる可能性や、初期投資のみを対象とする減税では投資後にはその効果が及ばない等の問題があり、米国のインフレ抑制法(IRA法)のような、企業に中長期的にインセンティブを与える税制が今後求められる

※IRA法では、一定の要件を満たす投資について、投資後の生産量に比例した税額控除が可能となっており、当該控除額は20年間にわたって繰越しが可能であるほか、控除を受ける権利自体を売却して現金化することが可能となっている。これにより、当該投資に係る将来の損益見通しが不透明な法人も含めて投資のインセンティブが付与される仕組みとなっている。

- 日本はこれからカーボンプライシング(排出量取引、炭素賦課金)の具体的制度設計を進める段階だが、**日本経済の減退や国際競争力の低下につながる制度としないよう留意すべき**。
- カーボンニュートラル実現のためには**スタートアップの力を活かすことが不可欠**であり、企業等がスタートアップの有する新たな技術の採用を促す仕組みが不可欠
- 日本においても、米国のIRA法を参考に国内産業のGX加速化に資する強力なポジティブイン センティブを導入 <法人税>
- カーボンクレジットはその種類ごとに法人税法上の取扱いが異なる。カーボンプライシングの 導入を機に、**国内外のカーボンクレジットの税務処理方法を再度整理すべき** <法人税>
- スタートアップが生み出すGX技術の社会実装段階において、**当該技術を採用した企業に対し** て税額控除を認めるなど、GX関連スタートアップに対する支援措置が必要 <法人税>

- Web3市場が急速に拡大する中、現行規制や税制が足枷となり、有望なWeb3企業が国外流出。Web3企業の流出が続けば、日本がWeb3市場から取り残される恐れ
- スタートアップ支援を含むWeb3ビジネス振興の観点からも、**トークンエコノミーの市場形 成・発展を促進するための対応を急ぐべき**

● 法人税

- ▶ 自社発行だけでなく他社が発行するトークンについても、短期売買目的での保有でなければ、時価ではなく簿価で課税
- 所得税・相続税
 - ▶ 暗号資産の取引から生じる利益について申告分離課税の対象とするとともに、損失についても暗号資産に係る所得金額から繰越控除
 - ▶ 暗号資産デリバティブ取引についても、申告分離課税を認める
 - ▶ 暗号資産取引で生じる損益への課税は、納税計算の煩雑さを回避する観点から、保有する暗号資産を法定通貨に交換する際に一括で実施
 - ▶ 相続した暗号資産の課税のあり方を見直すべき(相続税評価額の計算方法の見直し、譲渡時には「取得費の特例」の対象とする)

社会的投資減税の創設、寄附税制の見直し

- 日本に山積する社会課題を解決していくうえで、革新的な技術・サービスで社会課題に挑戦 する「社会的企業」の育成・支援体制の整備が重要
- 個人の資金のかたちとして、「社会的投資」や「寄附」があるが、いずれも税制優遇などの インセンティブを強化し、社会的課題解決に向けた新たな資金の流れを生み出す必要がある。
- 従来の公益法人制度は、**公益目的事業の収支相償原則**の存在などにより、機動的な公益目的 事業の展開が行いにくい等の課題が指摘されてきたところであることから、当該原則の緩和 が必要。また、公益信託制度を活用した比較的小規模の公益目的事業を行いやすくする必要 がある
- 公益法人等だけでなく、高い社会的インパクトを生む株式会社にも、認証制度の整備を前提 に、税制上のメリットを検討する <法人税・所得税>
- エンジェル税制に**社会的投資減税特別枠を創設**し、認証を受けたスタートアップへの個人投 資について優遇措置を拡充(優遇措置Aの控除上限の緩和や優遇措置Bの所得控除等) 税>
- 公益法人に対する優遇税制や公益法人への寄附に対する優遇税制を維持しつつ、公益目的事 **業の収支相償原則を緩和**する。また、今後改正予定の公益信託制度でも、**公益法人並みの**優 **遇税制を措置**するほか、公益信託の税制優遇を受けられる**受託者要件を緩和**すべき <法人税・ 所得税>
- **寄附の繰越控除を可能とする**(米仏独では5~9年間の繰越控除が可能) <所得税>

2) 人への投資

新しい働き方などに対応した税制見直し

- 働き方が大きく変わっていく中で、終身雇用を助長したり、労働市場の流動性を阻害したり する制度は個人の働く自由度を損ね、時代遅れとなっている。
- 労働市場の流動性をさらに高めるうえでは**リスキリングによる能力向上支援が重要**になるが、 それに対応する既存制度の実効性を高める必要がある。特定支出控除は研修・資格取得費な どを一定程度所得から控除できる制度だがあまり利用されていないため、制度改善が必要

①退職所得課税の見直し

勤続20年を境に、勤続1年あたりの退職所得課税にかかる控除額が40万円から70万円に増額される点は長期勤務へのインセンティブを高め、労働移動の円滑化を阻害しており、見直していくべき <所得税>

②配偶者控除等をはじめとする「年収の壁」撤廃

「一家の大黒柱」を前提とした配偶者控除等は「150万円の壁」・「201万円の壁」を生み出し、 **労働供給の制約**となっているだけなく、**シングルインカム/ダブルインカムの家庭間でのイ コールフッティングを阻害**することから、廃止すべき < 所得税>

- ③フリーランス(個人事業主)の損失繰越制度を法人並みに(3年を10年に) <所得税>
- ④特定支出控除の対象額拡大・利便性向上 < 所得税 >

現在、特定支出控除の対象は特定支出の合計額のうち給与所得控除額の2分の1を超える部分とされているが、この閾値を引き下げ、特定支出控除の対象となる額を拡大する。また、給与支払者の証明を原則不要とするなど手続きを簡素化する。

海外から人、知、金を呼び込む税制見直し①

- 日本で「次世代のGAFAM」となるイノベーション・カンパニーを生み出し、新産業主導の経済成長を促すには、優秀な人材の海外流出を防ぐとともに海外から高度人材を集める必要がある。しかし、海外各国が高度な外国人材に対し税制優遇を施すなど、日本は国際的な人材の獲得競争に劣後している状況がある
- ※韓国は外国人技術者等の所得に対して、20年間に及ぶ50%の所得税減免措置を導入。

台湾は外国籍特定専門人材の給与所得が300万台湾ドル(約1,200万円)を超過した場合、3年間は1,200万円を超過した部分の課税を半額にしている。

- 相続税や贈与税を課せられる外国人の課税範囲が広く、資産を有する高度外国人材が来日する際の支障となっている
- ◆ 外国人材の労働環境・生活環境を改善し、企業への定着、各企業内における日本人職員との 共生や各地域における共生を推進する必要。外国人(および日本人)の共生のため支出した 費用負担を軽減し、共生の取組みを支援すべき
- ◆ 外国人材を呼び込むうえでは、そもそも本則の税率引き下げが必要。 <所得税>
- これに加え、高度専門人材を対象とした在留資格(高度専門職等)を有する外国人については一定の期間、大幅に所得税の減免措置を導入するべき。 <所得税>

海外から人、知、金を呼び込む税制見直し②

- 相続税・贈与税の課税対象たる外国人(被相続者・贈与者)は、過去10年間で5年以上、入管法別表第二の上欄の在留資格(永住者・日本人の配偶者等など)を保有して日本に居住していた外国人に限定すべき。同様に、相続税・贈与税の納付義務者(相続人・受贈者)となる外国人も、同資格を保有して日本に居住する外国人に限定すべき <相続税・贈与税>
 - ※これにより、従来相続税等の課税対象たる被相続者等となっていた外国人のうち、入管法別表第一の上欄の在留資格(高度専門職など)を有して日本に居住していた外国人や、過去10年間で5年未満の期間のみ同表第二の上欄の在留資格(永住者・日本人の配偶者等など)を有して日本に居住していた外国人については、課税対象から外れることになる。
- ◆ 外国人材の定着、日本人職員・地域コミュニティとの共生の取組み(以下のような取組み)を 行っている企業を公的に認定し法人税の優遇措置 <法人税>
 - ▶ 外国人職員のキャリアパス明確化、技能水準向上・資格取得に対するサポート
 - ▶ 外国人への日本語教育支援・企業の英語化、生活支援、異文化・慣習への配慮
 - ▶ 日本人職員・地域コミュニティとの間の相互交流事業の実施
 - ※地方の企業に対し優遇措置を深堀りすることで、地方への外国人材誘導も可能
- 個人が自ら**外国人(日本人)との共生に向けて支出した費用**(言語習得費用等)について、所得税の特定支出控除の対象に<所得税>

LEEDF教育の推進等に向けた税制

- 2023年6月閣議決定のこども未来戦略方針では、子育ての経済的な負担感を少子化の一因と位置づけ、高校生まで児童手当を拡充する方向性が示されているが、**経済的な負担感への 懸念を払拭するには力不足**※
- ※0~18歳までの児童手当を合計すると234万円(第1子の場合、高校年次はこども未来戦略方針における予定額を含む)である一方、文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」によると、高校卒業までにかかる学習費は約574万円(すべて公立の場合)
- LEEDF教育(リーダーシップ、英語、起業家、デジタル、金融教育)については、学校は 教える側の体制整備が十分ではないため、外部事業者等からの協力が必要。LEEDF教育を 受けられる機会を公平に確保すべき

- 高校生までの児童手当の拡充に伴い、扶養控除を廃止・縮小すると報じられているが、一定の所得層以上の**子育ての経済的な負担感を増す**ことになるため、この廃止・縮小には反対する。子育て世帯にかかる学習費等を踏まえ、現在16歳未満の児童が対象とされている年少扶養控除の拡充又は児童手当のさらなる拡充を検討すべき < 所得税 >
- LEEDF教育を提供する事業に対する支援措置を講じるべき <法人税>

- 社会全体の生産性の向上に向け、企業・社会が求める人材の育成を一層促進することが必要。このためには民間企業が教育に積極的に関与し、産学連携して人材育成できる体制を構築することが重要であり、経済界と教育界の往来を活発化する施策が必要
- さらに、企業からの継続的な教育投資を促すには、企業・社員が**リカレント教育に取り組みやすくしたり、企業が大学運営に関与しやすくしたりする税制にする必要**がある
- **リカレント教育等の活性化**のために、社員が大学院等で学び直しをする際の費用や大学とのPBL共同プログラムの開発費用を企業が負担した場合、その金額を法人税額から控除できるようにする <法人税>
- 賃上げ促進税制における教育訓練費増加要件について、企業から大学への寄附講座に要した費用も対象にする <法人税>
- 大学、高等専門学校、一定の専門学校を設置する学校法人の「設立」費用として企業が支出する寄附金について、一定要件を満たせば個別の審査を受けなくても全額損金算入が可能とする措置が導入されたが、「運営」費用に対する寄附金もこの制度の対象とする。また、公平性の観点から、同制度の対象を「学校法人」への寄附金に限るのではなく、大学等の学校を設置する「株式会社」に対する寄附金にも広げるべき <法人税>

● 消費税

▶ 消費者向け電気通信利用役務(ゲーム、電子書籍、映像、音楽等の配信)を提供する場合、当該事業者が国内外事業者のいずれであるかを問わず消費税の納税義務があるが、国外事業者からは納税されていないケースあり

● 所得税

▶ 場所にとらわれない働き方が進む中、優秀な人材の獲得に向け、国内外を問わない人材配置も可能となる中、海外居住者がリモートで日本法人に勤務する場合、両国で所得税の納税義務が発生する可能性あり

● 消費税

- > 国外事業者の仲介役を担う巨大ITプラットフォーム運営事業者等への課税制度導入
- 所得税
 - > **海外居住者が日本法人にリモート勤務する場合の国際課税関係を明確化**し、所得税の 二重課税を排除すべき

3) スタートアップ支援・生産性向上

- DX促進税制においては、ソフトウェアやクラウドシステムへの移行に係る初期費用について3%ないし5%の税額控除もしくは、30%の特別償却の適用を受けられる改正がなされたところ。しかし、依然として日本企業のDX化は未だグローバル水準に達しておらず、特に中小企業は早急な対策が必要
- また、デジタルサイバー攻撃も増加の一途をたどっており、特に、クラウドサービスへのサイバー攻撃も急増。こうした状況を踏まえ、DX促進と同時に高い水準でのサイバーセキュリティ強化を強く推進していくべき

- 中小企業特例枠の創設 <法人税>
 - ▶ 中小企業へのDX促進税の適用を促すために、制度を簡素化した中小企業特例枠を創設
- サイバーセキュリティの強化 <法人税>
 - ▶ サイバーセキュリティ対策を目的としたハードウェア・ソフトウェア等の整備計画の要件化や整備費用に対する税額控除枠の拡大など

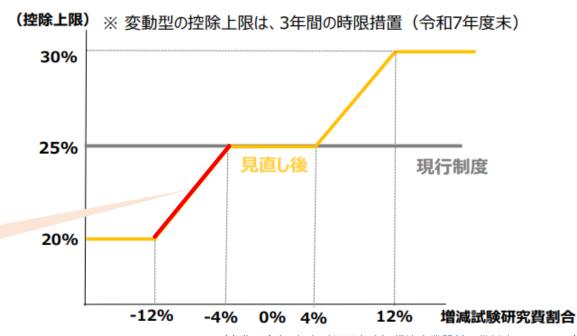
研究開発税制の見直しとイノベーションの実装①

- イノベーションの好循環を生み出すため、国内外の企業問わず、**日本が研究開発拠点として** 選ばれるための環境整備やインセンティブ強化を進めるべき
- また、研究開発の社会的必要性は黒字・赤字企業と変わらず不変なもの。**各企業が事業環境・財務環境に依らず、研究開発税制の適用を受けられる状況が必要**
- 加えて、現行の研究開発税制やソフトウェア会計・税制はハード中心のモノづくりを前提としており、デジタル時代に対応しきれておらず抜本的な見直しを図るべき
- イノベーションボックス税制の創設 <法人税>
 - ▶ イノベーション拠点としての魅力向上に向けて、無形資産や知的財産から生じる所得に対して優遇税率を付与するイノベーションボックス税制を導入
- 給付付き研究開発税制の創設 <法人税>
 - ▶ 創業後一定年数以内のスタートアップについて、赤字決算の場合、試験研究費の控除割 合の給付を可能とする(2~14%分の給付)
- 繰越控除制度の創設 <法人税>
 - ▶ 控除限度超過額の5年間繰り越しを認める

研究開発税制の見直しとイノベーションの実装②

- 試験研究費範囲の見直し <法人税>
 - ▶ 中小企業・ベンチャーは1人の従業員が複数職務を兼務するケースが大半。試験研究の 業務に従事した時間を区分計上することを前提に「専ら」要件を撤廃
 - ▶ 現状ではデジタル技術を活かす研究開発で通常発生する費用(AIモデル開発等を目的としたデータ整備に要する費用、既存オンラインビジネスの流通拡大を目的としたサービス開発のための費用 等)が試験研究費の対象とはならないため、対象の見直しが必要
- 控除上限の引下げ緩和 <法人税>
 - ▶ 対前年比の試験研究費減少割合が 4%超となる場合における、控除 上限額の引下げを現状より緩和 (対前年比10%減までは控除上限 を25%等)

控除上限の 引下げを緩和



(出典:<u>令和5年度(2023年度)経済産業関係 税制改正について</u>)

研究開発税制の見直しとイノベーションの実装③

- 自社利用ソフトウェアの損金処理範囲の拡大 <法人税>
 - 将来の収益獲得または費用削減につながるか不明確であれば損金算入可能とする
 ※現状では、自社利用のソフトウエアは、その利用が将来の収益獲得又は費用削減につながらないことが明らかなものに限り損金算入が可能とされているが、「将来の収益獲得又は費用削減につながるか不明確」なものについても損金算入可能
 (したがって、将来の利益獲得又は費用削減につながることが明確なもののみ損金算入不可)とすべき
- 自社利用ソフトウェア、市場販売用ソフトウェアの区分の見直し
 - ▶ クラウドは自社利用、パッケージは市場販売、という整理自体が不自然であり税制の 混乱の根本要因
 - ※ 研究開発費等に係る会計基準においては、ソフトウェアは「受注製作」「市場販売目的」「自社利用」のいずれかに分類され、税法においても準拠。例えば、「クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェア」は、原本をクラウド等に保存し、インターネットを通じて顧客にアクセスさせるため、「製品マスター」を「複写して販売する」ものとは言えず「自社利用のソフトウェア」に区分される。しかし、「クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェア」に関する研究開発費は、実態上は「市場販売目的のソフトウェア」の研究開発費と同様であるように、実態と整理が乖離している例が見られることから、区分の仕方や区分整理そのものを会計基準からも見直すべき
- 企業における保守的な税務実務の改革
 - ▶ 税務処理の妥当性について積極的に当局と協議する米国と比較し、日本企業は否認することを恐れて試験研究費の計上が保守的と言われており、こうした慣行を変える仕組みを検討すべき

- 現金保有の限定的なスタートアップにとって、ストックオプションは従業員報酬として高度人材を獲得するための重要な手段。税制適格要件を柔軟に見直していくことが、次世代の日本の主要産業を担うスタートアップの育成につながる
- このため、ストックオプションの発行や税制適格要件をより柔軟化していくべきである

- わが国では、株主総会の決議に基づくストックオプションの発行枠の設定から1年以内に 従業員に付与する必要がある。諸外国の事例等も踏まえながら、株主総会から取締役会へ の委任決議の有効期限を撤廃するほか、取締役会への委任可能事項を増やし、柔軟にス トックオプションを発行できるようにする
- 税制適格ストックオプションの要件となっている保管委託要件を撤廃する <所得税>
- 令和5年度税制改正で措置された税制適格ストックオプションの行使期間の延長(10年 →15年)に伴う**遡及的な手当て**を実施する(昨年からの継続要望) <**所得税**>
- 現状1,200万円となっている権利行使限度額を撤廃する。また、税制適格ストックオプションを社外高度人材に付与する場合の対象範囲を拡大するとともに、認定に伴う手続きを簡素化する<所得税>

スタートアップ投資を促す制度改善

趣旨

- 令和5年度税制改正において、エンジェル税制の見直しを行い、株式を売却して、スタートアップに再投資する場合(起業する場合も含む)、その分の株式売却益を非課税とする措置が創設された(日本版QSBS)。ただ、**当該税制の対象となる再投資は株式を売却した年内であることが要件となっており、税制による投資促進の課題**となっている
- スタートアップの成長には事業会社とのオープンイノベーションが重要。令和5年度税制改正で、オープンイノベーション促進税制において、M&A時の発行済株式の取得に対しても所得控除25%を講じることが措置されたが、株式取得下限額が5億円/件となっている。また、5年以内に成長投資等の要件を満たさなかった場合は所得控除分の一括取り戻しとなり、出資側である大企業やCVCに慎重な判断を求める内容になっている。
- 海外事業を成功させるには、その事業に精通した役員・従業員を海外に派遣して事業の拡大を図るのが通常であるが、その派遣期間はあらかじめ予測できないことが多い。現行の国外転出時課税制度は、スタートアップによる事業拡大やグローバル展開の制約となっている
- エンジェル税制(日本版QSBS)において、株式売却益が発生した年内の再投資期限を、実態 に合わせて延長する〈所得税〉
- 令和5年度末となっているオープンイノベーション促進税制の適用期限を延長するとともに、 M&A時の発行済株式取得に対する所得控除について、株式取得下限額を引き下げる。また、 所得控除分の一括取り戻しとなる成長要件の期限である「5年以内」を延長する<法人税>
- スタートアップによる海外への挑戦を後押しするべく、企業から業務として派遣される場合には国外転出時課税制度の課税対象としないなどの制度改善を検討 <所得税>

- 令和5年度税制改正において創設されたパーシャルスピンオフ税制(スピンオフを行う企業に持ち分を一部残す類型にも譲渡損益課税の繰延等を可能とする措置)は、大企業発スタートアップの創出に加え、事業ポートフォリオの最適化によって企業価値を高めるうえで有用な制度。他方、スピンオフされた企業の上場も見据えた組織の再編には検討から完了までに数年単位の時間がかかるため、期限のある制度ではオプションとして検討しにくい
- 株式交付制度を利用した株式対価M&Aで、対価の20%までであれば株式ではなく金銭を活用しても、対象会社株主が株式譲渡益の課税繰り延べを受けられるが、20%を超える現金ニーズも相応にある
- グループ内再編において、最終的な再編後の姿が同じ場合であっても、再編の具体的な手法 (会社分割、株式交換、株式移転)により税制適格要件を満たすか否かが異なる場合がある

- パーシャルスピンオフ税制について、恒久化等の所要の措置を講じる <法人税>
- M&Aの対象会社株主が株式譲渡益の課税繰り延べを受けられる条件として、金銭と株式の 混合対価のM&Aにおける金銭の20%上限の引き上げ<法人税>
- 再編の具体的な手法に応じ、税制適格の対象を拡大する方向でそれぞれの整合性を検討すべき <法人税>

中小・小規模企業の経営力強化のための納税環境整備

- 中小・小規模企業の経営力強化のためには、一層のデジタル化と、経営実態をより詳しく 把握するための青色申告の推進が必要
- だが、納税環境においては、これまで電子帳簿等保存制度の利用率は著しく低い水準で推 移してきた。また、現在の青色申告は、法人ではほぼ100%の利用率である一方、個人事業 者では1975年以来5~6割で停滞している
- 青色申告のメリットとして最大65万円の特別控除があるが、個人事業者の白色申告から青 **色申告への移行促進というインセンティブにはなっていない。**また、65万円の特別控除を 受ける要件として、電子帳簿等保存制度における優良電子帳簿の利用があるが、既存のデ ジタル申告(e-Tax)利用者にとっては税務上のメリットがほぼない
- e-Taxやデジタル記帳(優良電子帳簿)の制度を再度整理したうえで、パッケージ化した 「スマート青色申告」類型を創設し、従来に比べ、納税者に分かりやすい形でインセンティ ブを強化 <法人税・所得税>
- ●「スマート青色申告」類型の創設にあわせて、新規開業時における個人事業者の青色申告を いっそう促進する

(参考) 記帳・申告方法とメリットの比較表

				主なメリット		
申告	記帳	制度概要	特別控除額	個人事業者 (事業所得が主たる所得の者)	法人	
無申告	無	無記帳	帳簿の不保存や記載不備は、過少申告加算税・ 無申告加算税の加重措置		_	
白色申告		簿記	対象:事前手続なし 帳簿:売上帳、経費帳のみ 決算書:収支明細書のみ	なし	・事業専従者控除(上限86万円) ・赤字繰越は災害による損失額のみ	・個人と同じ
青色申告	現金主義	帳簿:現金出納帳、経費帳、固定資産台帳 ・ 紙 ・ 決算書:PL(損益計算書)のみ	10万円	33 223 6 12302	・赤字を最大 10年間 繰越 ・赤字を前年に繰戻し 法人税 還付	
	簡易	簿	対象: 青色申告承認事業者 帳簿: 現金主義の帳簿に加え、売掛帳と買掛帳 決算書: PLのみ	ניוניסד	・30万円未満の固定資産を一括で経費算入 (白色だと固定資産の使用期間に応じて毎年少しず つしか経費計上できない) ・貸倒引当金を経費計上可 (売上等を回収できないときの貸倒損失リスクに備 え、一定割合の見積額を計上)	(* 資本金1億円以下の事業者) ・租税特別措置法の特典
	正規	一般 電子	対象:青色申告承認事業者 帳簿:仕訳帳、総勘定元帳 決算書:BS(貸借対照表)とPL	55万円 (紙申告) 65万円 (e-Tax)		
	簿記	優良 電子帳簿	・上段と同じ ・申告までに届出を行い、会計期初より 仕訳履 歴の残るシステムで帳簿づけ	65万円	・上段に加え、申告漏れ時に過少申告加算税	が5%軽減

デジタルインボイスの普及

趣旨

● インボイス制度の導入を期に社会のDX化が進めば、かえって経済全体の効率化がもたらされることが期待される。インボイスがPDFのままでは経理業務の負荷減少は見込めないものの、JP PINTに基づくデジタルインボイスを導入すれば、PC上で請求書類の作成から取引先への配信まで完結でき、請求業務の効率化が図られるうえ、取引先にインボイスが到着するタイムラグをなくすことができる。また、デジタルインボイス標準仕様に対応した金融EDIに金融機関が対応することで、請求から決済まで一気通買したデータ連携による消込処理の自動化が可能になる

 社会全体でデジタルインボイスが定着するように政府が率先すべき。具体的には、政府は、 「●年までに公共調達においてデジタルインボイスで受け取る」といったデジタルインボイス ス普及のためのロードマップを示す。なお、2023年10月からインボイス制度が導入された が、フリーランスを含め多様な働き方にも対応した制度運用になるよう、影響調査や対応コスト削減のための支援措置などを引き続き講じるべき